

静かな夜と平和な空を返せ

付録

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.69
横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.15

横田・基地被害をなくす会と原告団の合同発行
2025年11月10日

オスプレイ低周波音の研究講演会を開催

- ◇日時：11月21日(金) 午後2時～4時
- ◇場所：昭島市 環境コミュニケーションセンター
- ◇交通：JR 拝島北口から徒歩約15分
※昭島駅北口・拝島駅南口よりタクシー利用も可 (駐車場有)



沖縄の琉球大学で航空機騒音に関する研究を続けてこられた渡嘉敷健准教授をお招きして、その研究の成果を聴く講演会を、急遽開くことが決まりました。先生の研究対象である沖縄・普天間基地に配備のオスプレイは米海兵隊所属のMV-22で、横田基地のオスプレイは空軍仕様のCV-22ですが、機体の構造や音は基本的に同じです。

航空機による低周波音はどのようなもので、それが人体に与える影響はどのようなものなのかをお話いただけます。

急に決まった話で、適当な会場がとれなかつ

たため、平日の午後の開催となりますが、多くの皆さんの参加を呼びかけます。なお、会場の都合で、申込先着順25名までとします。

※優先順位：原告・なくす会の会員優先
連絡先：申込先電話：090-1468-4211 (棗 くていとう 携帯)

Mail : yokota9th@yahoo.co.jp

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 全国原告団交流集会・第7回総会 in 小松 参加報告と小松で感じたこと

横田・基地被害をなくす会 斉藤寿子

11月5日から6日、2日間にわたり、標記の催しが小松で行われた。

全国7軍事基地周辺住民が原告となり、それぞれの地域で「静かで平和な空」を取り戻すために裁判を行っている。全国基地連は、2008年12月6日に結成され、この12月には17年となり、8原告団体が加入している。交流会および総会は、この間ほぼ2年おきに開催され今回第7回を迎えた。2025年2月19日現在の原告数は54,055人である。

初日5日に交流集会、6日に総会が行われた。5日は吉田敏浩さんの講演会「軍事基地の現況と諸問題」とその後3つの分科会が行われた。分科会は①軍事基地と公共性②騒音コンター問題③運動の継続性を見据えた組織のありかた、と3方向からの検討を行った。

私は③分科会に参加した。そこでは、各原告団が抱える問題と今後の方向性についての意見交換が行われた。裁判は長期的な時間を必要とする。人的余裕のない中で活動は疲弊しがちであり、固定化に陥りがちだ。事務局を担う人の不足と固定化、それをもとに将来的な継続性をどのようにしていくかなどは共通認識として語られた。そのなかでは嘉手納原告団が行っている文化事業などがヒントとして指摘された。普天間原告団からはインターンとして受け入れている大学生の参加があった。私は昨年韓国からの訪問者に同行し、横田基地の米軍世界戦略の中での重要性を、韓国の人たちの問題意識から認識することができた。それぞれの違いを知ることから、新たに自分たちの課題に気づくことができるのではないか。そのことから各原告団の交流を図り、それぞれの課題を語り合い、聞き合うことが有用だと思っている。しかし、人的、経済的不足の状況では困難であることも事

実ではあるが。その思いは、翌日行われた小松基地関連フィールドワークで再認識することとなった。私たちは小松空港の展望台に上り、一般航空機の頭上を横切る自衛隊戦闘機の爆音を目前にした。その爆音は臓腑をえぐり、骨に響き、胸の奥底に焦燥感を与え、気が遠くなる気持ちの悪い衝撃であった。解散後、小松城址の櫓台に上り街の紅葉の美しさを見ている時に襲ってきた、小松の空を蹂躪する頭上の戦闘機の再びの爆音は、小松空港でのものとは違った空から降ってくる爆音であり、体全を覆いつくす逃れられない爆音であり、思わず耳をふさがずにはおれないものだった。爆音の存在はアジア太平洋戦争で戦禍がなかった古都にはまったく似つかわしくない。爆音は戦争の記憶とともにあり、現在と将来の戦争がその先にある。その後駅まで歩いた街には木造家屋が並び、人にやさしい雰囲気満ちている。日本で初めて基地裁判闘争が小松で始まったわけがわかるようだった。



仕切りのないベンチ：疲れて休み、体を横たえることもできる、小松の街角。



11月6日：小松基地フィールドワーク



吉田敏浩氏講演

第1分科会 軍事基地と公共性 報告

横田基地公害訴訟原告団 棟棠 淨

大会初日に開催された分科会、『軍事公共性、琉球弧等で顕著になっている戦争準備態勢強化の流れに全国基地連はどのように関わっていくか（仮題）』には23名が参加、7基地8原告団と弁護団が参加し、現状と争点がそれぞれ報告されました。

「軍事公共性」については、総じて、「本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、日本の防衛政策及び外交政策の重要な地位を占め、日本国民全体の利益に寄与するものと位置づけられ、公共性又は公益上の必要性を認めることができる」とする判決に対してどう抗がうか・・・基地被害が一部少数者に強いられていることは不公平であり・・・賠償で償う・・・というのが現在までの基地公害爆音訴訟判決の大枠になっている。

これにいかに対抗していくのか、重い課題が、この分科会に課せられました。

その前提に今総会の特別記念公演として「軍事優先の国策と戦争準備と棄民政策」と題してジャーナリスト吉田敏浩さんの講演があった。膨大なレジュメには現在日本政府が進めている政策を時系列で詳細に報告、分科会討論の前提となる情勢報告でした。

長くなりますが、レジュメの中見出しを列記します。

- 1、「安保三文書」にもとづく大軍拡で「戦争をする国へ」
- 2、集团的自衛権の行使に実効性を持たせる大軍拡、米軍に従って戦える能力を自衛隊に持たせる狙い
- 3、南西諸島から九州にかけての軍事要塞化とミサイル基地の新設
- 4、全国各地で弾薬庫の新增設が進む。
- 5、日本を最前線に立たせるアメリカの戦略で日本本土が戦場に
- 6、自衛隊を事実上米軍の指揮下に置く米日軍事一体化・統合を進める狙い。
- 7、統帥権がアメリカの手に握られ、別種の「統帥権独立」による戦争への道
- 8、大軍拡・米日軍事一体化・戦争準備は、米軍優位の日米安保条約・地位協定体制のもと、続く対米従属路線の延長線上にある。
- 9、戦火が日本にも及び、民間人にも犠牲者が出ることを前提にした戦略
- 10、住民の犠牲も織り込み済みの軍事作戦と棄民政策
- 11、国家の責任を免除させ、国民市民に犠牲を強いる [戦争被害受忍論]
- 12、戦争の加害者にも被害者にもならないとの思いが大軍拡・戦争準備反対の根底に
- 13、「政府の行為によって再び戦争の惨禍」がおきな

いように主権者として声を上げる

- 14、憲法9条への自衛隊明記と緊急事態条項の新設を狙う改憲に反対を

この講演を「前提」に、分科会では、基本である軍事公共性を打ち破る憲法上の整理が必要であり、自衛隊「三文書」との関係、違憲をどう主張するかを射程に、各基地の被害の現状の報告が次々されました。詳細は別に譲るとして、吉田さんの講演にあった状況が各基地の現況に反映されていました。小松：F35の配備等、横田：オスプレイ配備等、厚木オスプレイの夜間訓練等、岩国：米空母艦載機着陸訓練（FCLP）等、新田原：F35B（垂直離着陸機）配備等、普天間：基地機能強化（外来機飛来訓練）等、嘉手納：基地機能強化（パラ訓練、格納庫建設）等・・・

基地被害と公共性問題については、小松原告団をはじめ長年にわたって各団が奮闘苦闘してきた経過も紹介されました。（詳細略）

分科会のテーマでもあった「・・・戦争準備態勢強化の流れに全国基地連はどのように関わっていくか」については、「全国基地連として」はまとめられませんでした。各団とも状況の切迫さはひしひしと感じていて多様で独自の共闘も進み、一昨年屋久島沖オスプレイ墜落事故に対する院内集会を持ったように、対政府交渉のみならず様々な共闘の糧を生かして、今後も全国基地連としてのどのように関わっていくかを協議し実現していこうと確認しあいました。（事務局局長）



11月6日：総会議事の前に原告団報告を行う当原告団・棟棠事務局長

第2分科会 騒音コンター問題…報告

横田基地公害訴訟原告団 福本道夫

第2分科会、「騒音コンター問題、騒音評価と健康被害」に参加した。

この分科会は、第五次厚木訴訟地裁判決で、厚木の艦載機部隊が岩国基地に移駐後（2018年3月完了）の騒音について、厚木原告団側の主張が退けられたことに危機感を抱いた全国の原告団からの要望によって設けられたものだった。

講師は、厚木弁護団の関守弁護士。現在国側が実施している騒音評価が住民の被害感を表していない～より被害感を正しく表す評価法について横浜国大名誉教授田村先生等の主張を採用すべきだとの内容について説明が行われた。

航空機騒音評価を被害住民の被害に即して、「高度の不快感反応率」(HA)も尺度とすべきであるとしている。

田村教授の意見書によれば、騒音による被害感は民間空港と軍用空港で大きな違いが見られ、現在国が行っている補正ではとてもカバーしきれないものだという。

また、民間機が騒音の低減化が進んでいるのに対し軍用機は低減化が進んでいないことや、他の交通機関と水準を併せたHA率になっていないこと、50年一日のごとく騒音評価方法の考え方が変わっていないこと、現在の騒音評価法に不備があることがわかっている。

にもかかわらず、裁判所は田村証言や弁護団の主張を無視した判断をしたことにより、原告のうち6割がいわゆる75Wコンター外に押しやられる＝騒音被害が認められない結果となったのである。

この結果を高裁で逆転させるために、さらに主張を工夫していったり、原告本人尋問で被害の実態をより明確にしていったり、70dBに限定しない騒音測定を実施したりするなど、